

## [事案 2022-180] 入院給付金支払等請求

・令和5年4月18日 裁定打ち切り

### <事案の概要>

重大事由により契約を解除され、入院給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成29年7月に変形性腰椎症により入院したため、平成28年10月に契約した養老保険の入院特約にもとづき入院給付金を請求したところ、約款上の重大事由（脅迫行為）に該当するとして、契約が解除され給付金は支払われなかった。しかし、解除の理由となるような脅迫の事実はないことから、入院給付金とこれに対する遅延損害金および慰謝料を支払ってほしい。

### <保険会社の主張>

申立人の請求権は、時効期間である3年を経過しており、この間の時効の中断事由はなく、また、時効を援用しないと約定した期間である2年も経過していることから、当社は消滅時効を援用する。このため、申立人の請求に応じることはできない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 保険会社による本契約の解除が有効か否かを判断するためには、申立人の言動の内容、そこに至る経緯や背景事情等を総合的に勘案して判断する必要がある、事実を明らかにするためには、申立人および保険会社の担当者の供述に拠らざるを得ず、裁判所における本人・証人尋問手続のように、反対尋問権が保障された手続によることが必要不可欠である。
- (2) また、重大事由による解除についての約款の規定が、本件のような事態を想定しているものか明確ではなく、保険法57条（重大事由による解除）3号に該当するかどうか慎重な判断が必要となる。